

○ 国立大学法人山梨大学学長補佐細則

制定 平成 27 年 4 月 2 日
改正 令和 5 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第 17 条の 2 第 4 項の規定に基づき、学長補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 学長補佐は、担当する事項その他教育研究活動について、学長及び理事に助言や支援を行うことを通じ、大学運営を補佐する。

2 学長補佐は、学長が必要と認めたときは、教育研究評議会、大学院総合研究部会議に陪席することができる。

(学長補佐会)

第 3 条 学長補佐は、学長補佐会を組織し、学長が指定する事項について、学長補佐室と協働して検討し、提言を行う。

2 学長補佐会については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 2 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。